



『マラソン大会』



10月から12月にかけて全国様々な場所でマラソン大会が開催される季節です。北陸新幹線開通の年にスタートした金沢マラソンも今年は第7回目を迎えました。当大会は金沢の町並みを楽しむだけではなく、給水所(食べまっしステーション)ではご当地の和菓子やカレー、ラーメンやスイーツなども支給され、それもまた大会の魅力となっています。自己ベスト更新を目標に参加する方も多いですが景色や食を楽しみながら自分のペースで完走を目指すこともフルマラソンの楽しみ方の一つだと思います。また、応援の際には沢山の仮装ランナー達も大会を盛り上げていますので来年はぜひそちらも注目してみてください！

さて、「めがね税理士通信」2021年11月号をお届け致します。税金や経営、相続などのお役立ち情報とともに、事務所の近況もお伝えします。内容についてご質問などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

めがね税理士の厳選税務

今月はここを
チェック！！

インボイス制度の適格請求書発行事業者の登録申請受付が始まっています

令和5年10月1日から導入される「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」に先立ち、令和3年10月1日より、適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されました。順次ご案内しておりますが改めて解説致します。

インボイス制度とは

適格請求書等(インボイス)は、「発行者名」、「取引年月日」、「取引内容」、「税率ごとの合計税込金額」、「受領者名」が記載された従来の請求書等(区分記載請求書)に「**適格請求書発行事業者の登録番号**」、「**消費税の適用税率**」、「**税率ごとに区分した消費税額**」の記載が追加されます。インボイスは**管轄の税務署への登録申請を経て適格請求書発行事業者として登録された事業者のみ**が発行可能です。現在は消費税課税事業者も免税事業者も本体価額に消費税を加算した請求書等を発行しており、その請求書等を受けた事業者は請求書等の保存を要件として消費税の仕入税額控除を受けます。インボイス制度の導入後は、消費税の仕入税額控除の適用を受けるために**インボイスの交付・保存が必要**となり、**適格請求書発行事業者が発行したインボイスのみが仕入税額控除の適用対象**となります。そのため、**適格請求書発行事業者以外の事業者が発行した請求書**については**仕入税額控除が適用不可(消費税分の請求が不可)**となります。

インボイス制度の対象者

適格請求書発行事業者の登録は**消費税の課税事業者のみが対象**となります。仮に**免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を行う場合は消費税課税事業者選択届出書**を管轄の税務署に提出する必要があります。提出の次年度から**消費税課税事業者**となりますので、免税事業者の場合は、**消費税の納税義務が発生してでも取引先として選ばれるために適格請求書発行事業者の登録をすべきかどうか検討**が必要となります。

適格請求書発行事業者の申請手続き

適格請求書発行事業者の登録申請書を管轄の税務署に提出する必要があり、税務署の審査を経て登録されると**インボイスに記載する登録番号などが通知及び公表**されます。

申請手続きは令和3年10月1日より受付開始となっており、申請書類は国税庁HPにもございますが、弊所での申請代行も承っております。ぜひ余裕をもってご対応をお勧めいたします。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(軽減税率は税率3%)及び消費税額
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額
- ⑥ 登録の交付を受ける事業者の氏名又は名称

品名	数量	単価	合計
11/1 米	5,000円		
11/1 醤油	30,000円		
11/1 タオルセット	2,000円		
合計	120,000円	消費税 11,200円	
合計	40,000円	消費税 3,200円	
合計	80,000円	消費税 8,000円	

国税庁「適格請求書等保存方式の概要」より引用

事業再構築補助金が採択されました！

むかいアドバイザリーグループの伊藤です。さて、9月に「事業再構築補助金」の第2回目の採択結果が発表となり、顧問先である(株)ファスティエンターテインメント様の『巣ごもり消費に 대응！一流パティシエによるオリジナルブランドスイーツの製造・販売計画』も見事採択となりました！同社の澳社長の飲食業進出にかけ熱い思いが、事業計画書を読んだ方に余すところなく伝わるよう、担当の杉田を中心に渾身のサポートをさせて頂きました。杉田によれば、「このシフォンケーキの魅力をいかに文章で共感してもらうかに苦心した」とのことでした。私自身も渾身のサポートした別の事業計画について、現在第3回目の採択結果待ちです(^_^)/とても待ち遠しいです！



澳社長・向・杉田の記念撮影！！

射場で射撃の練習をすると、標的の下に人がいて、発射の度に旗を振ってくれる。その旗の振り具合で、狙いが的を射たか、外れたかが分かり、次の狙いを修正する。これを繰り返して次第に上達する。お互いの毎日の働きにも、こんな旗がたくさん振られている。その中には、目に見えるものもあるが、目に見えない旗の方がはるかに多い。その見えない旗を見極めて、毎日の成果を慎重に検討することに、仕事の真の成長があり、毎日の尊い累積がある。忙しい日々でも、目に見える旗も見えない旗も、よく見極める心がけをつねに厳しく養っておきたいものである。(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP 研究所)



たかこサンの相続相談室



『妻名義の預金～夫の相続財産として相続税がかかる！？』

Aさん：亡くなった夫が遺した財産は、自宅不動産と少額の預金だけでした。

たかこサン：相続税の申告でよく問題になるのが、生前贈与や名義預金です。

Aさんやお子様にご主人から生前贈与を受けたり、ご主人のお金をご親族の名義で預金していたり、ということはありませんか？

Aさん：子や孫の名義で預金はしていませんが、私は専業主婦だったので夫の収入で生計を立てており、「生活費の残りは好きに使って良い」と言われていたので、毎月の生活費の残りは私名義の預金口座に貯めていました。結婚後ずっと続けていたので、私名義の預金はかなりの金額になっています・・・

たかこサン：そのようなご家庭はよくありますね。妻名義の預金は妻の財産であると思っている方が多くいらっしゃるようですが、相続税の計算上は、夫の収入は夫の財産、妻の収入は妻の財産と考えます。Aさんは専業主婦であり多額の収入を得ることはできず、預金の原資はご主人から渡された生活費の残りであることを考慮すると、Aさん名義の預金は相続税の計算上ご主人の相続財産とみなされる可能性があります。夫が妻に渡した生活費は、夫婦共同生活の基金としての性質を有するものであるため、夫婦の共有財産だと考えられています。仮にAさんがご主人から「生活費の残りは好きに使って良い」と言われてAさん名義で預金をしていただいても、夫婦の共有財産であるという性質は失われないと解されているため、それだけでご主人からAさんへの贈与があったということにはならないのです。名義預金は贈与とは違って時効がないため、何十年前に作られた預金であっても、名義預金と認定されれば相続税の課税対象になってしまいます。お亡くなりになられた方が遺した預金が名義預金に該当するかどうかについては判断が難しいため、一度専門家へご相談されることをお勧めします。



お気軽にご相談ください 受付時間 9:00～18:00(日・土休)

無料相続相談
のご予約はこちら

0120-779-155

税務セカンドオピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



ご相談事例

- ① 相続や事業承継の対策を打ちたい
- ② 経営改善について客観的なアドバイスを受けたい
- ③ 株式や不動産の移動などの資本政策について相談したい
- ④ 税理士が高齢又は担当が税理士ではなく相談しにくい

発行元



つねに むかに

むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士事務所 / むかい行政書士法人
むかいアドバイザリー株式会社 / 石川金沢相続サポートセンター

【代表者】税理士・行政書士 向 智大 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子
【所在地】〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

【TEL】076-254-0301 (受付時間:平日 9:00～18:00)
【FAX】076-254-0302 【Email】info@mukai-group.com

【HP】

- むかいアドバイザリーグループ → <http://www.mukai-group.com>
- 石川金沢相続サポートセンター → <http://www.auberge-sangler.com>
- 石川金沢家族信託サポートセンター → <https://kanazawa-kazokushintaku.com>

LINE公式



相続に関する情報を
定期配信しています